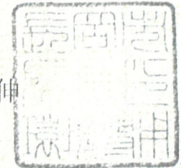


一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 書

長岡市指令環業第 29 号
令和 2 年 4 月 10 日

株式会社 小出環境サービス
代表取締役 大桃 政春 様

長岡市長 磯 田 達 伸



長岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第 20 条の規定により、次のとおり一般廃棄物処理業許可書を交付します。

取扱廃棄物の種類	次の市町村の区域から発生し、廃棄物となった特定家庭用機器再商品化法施行令第 1 条に規定する特定家庭用機器のうち、各市町村が一般廃棄物収集・運搬業許可の取扱廃棄物の種類として指定しているものに限る (市町村名) 魚沼市
業 務 内 容	廃棄物となった特定家庭用機器再商品化法施行令第 1 条に規定する特定家庭用機器の運搬及び荷降ろし
許 可 年 月 日	令和 2 年 4 月 19 日
許 可 期 限	令和 2 年 4 月 19 日 から 令和 4 年 4 月 18 日 まで
許 可 区 域	・長岡市要町 1 丁目 4 番 44 号 日本通運(株)中越支店 ・長岡市新組町 2 4 7 4 番地 1 (株)豊和商事
その他の条件	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行規則及び長岡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例、同施行規則を遵守すること。 2 許可を受けた権利を他に譲渡又は転貸しないこと。 3 許可期間中であっても許可条件に違反したときは、許可を取り消すことがある。この場合、損害を受けることになっても、長岡市は、その責を一切負わない。 4 業務の遂行のいかんを問わず、信用を傷つけ、又は不名誉となる行為があったときは、この許可を取り消すことができる。許可を取り消すことによつて生ずる損害については、長岡市は、その責めを負わない。 5 運搬車については、許可申請書に記載のとおりとする。 6 運搬の際は、廃棄物が飛散しないようにすること。

再複写無効